

転出される方へ

宗像市から他の市区町村へ転出される方は、**新しい住所に住み始めてから14日以内**に、新住所地で転入手続きをしてください。
 (正当な理由がなく、14日以内に転入届をしないと、住民基本台帳法第53条第2項の規定により、50,000円以下の過料に処せられることがあります。)

●転入手続きに必要なもの

1. 転出証明書 2. マイナンバーカード(お持ちの方のみ) 3. 本人確認書類
 4. 代理人届出の場合は委任状

●主な手続き

制度・手続	担当窓口	必要な手続き	確認欄	宗像市での手続き	転入先での手続き
マイナンバーカード 住民基本台帳カード	M1			手続きの必要はありません。 ※マイナンバーカード交付申請をしている場合、お問い合わせください。 ※転出届後、コンビニ交付・らくらく申請証明書の利用はできません。	新しい住所の記載があります。また規定期限内に転入届と継続利用手続きを完了されると、そのままお使いいただけます。手続きについては転入先の役所にお尋ねください。
署名用の電子証明書 公的個人認証サービス	M1			転出(予定)日をもって廃止されます。	規定期限内に転入届と継続利用手続きを完了されると、そのままお使いいただけます。手続きについては転入先の役所にお尋ねください。(マイナンバーカードのみ)
印鑑登録	M4			転出(予定)日をもって廃止されます。 「印鑑登録証」または「市民カード」【No. 】を返還・処分してください。	転入先の役所にお尋ねください。
公立小・中学校	M51			「住民異動届のコピー」を在学中の学校に提出し、「在学証明書」と「教科書給与証明書」を受け取ってください。	転入届後、「在学証明書」と「教科書給与証明書」を添えて、新しい学校で転校手続きをしてください。
国民年金	M6			手続きの必要はありません。 ※国外転出をされる方で任意加入希望者は申し出てください。	「年金手帳」または「基礎年金番号通知書」を提示してください。
国民健康保険	M7			「国民健康保険被保険者証」または「資格確認書」「資格情報のお知らせ」を返還、または修正のため提出してください。	加入手続きをして、新たに「国民健康保険資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を受け取ってください。
後期高齢者医療	M7			【県内へ転出】 「後期高齢者医療被保険者証」または「資格確認書」を修正のため提出してください。	転入先で「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」の交付を受けてください。 宗像市の「被保険者証」または「資格確認書」「資格情報のお知らせ」は、転入先で「資格確認書」等の交付を受けた後に返還してください。
				【県外へ転出】 「後期高齢者医療被保険者証」または「資格確認書」「資格情報のお知らせ」を返還、または修正のため提出してください。「負担区分等証明書」などを申請し、受領してください。	「負担区分等証明書」などを提出してください。※詳しくは転入先の役所にお尋ねください。 宗像市の「被保険者証」または「資格確認書」は、転入先で交付を受けた後に返還してください。
重度障害者医療	W1			「医療証」を返還してください。	※必要書類は、転入先の役所にお尋ねください。
子ども医療	W1			「医療証」を返還してください。	※必要書類は、転入先の役所にお尋ねください。
介護保険	N3 N4			介護保険証を北館N4窓口に返還し、保険料の精算をしてください。 現在「要介護認定」を受けている方(認定申請中の方を含む)は、北館N3窓口で「受給資格証明書」を受け取ってください。転出先が「介護保険施設」の方は、引き続き宗像市の被保険者となりますので、必要な手続きをお尋ねください。	現在「要介護認定」を受けている方(認定申請中の方を含む)は、「受給資格証明書」を添えて認定申請をしてください。
児童手当	W1			「受給事由消滅届」を提出してください。転出(予定)月分まで宗像市がお支払いします。児童手当の振込先口座を解約する予定がある方は、子ども家庭センターへご連絡ください。	必要書類は、転入先の役所にお尋ねください。転出予定日から15日以内にご申請ください。

制度・手続	担当窓口	必要な手続	確認欄	宗像市での手続	転入先での手続
ひとり親家庭等医療	W1			西館W1窓口で「資格喪失届」を提出し、「医療証」を返還してください。	※必要書類は、転入先の役所にお尋ねください。
児童扶養手当	W1			西館W1窓口で転出の手続きをしてください。	※必要書類は、転入先の役所にお尋ねください。
特別児童扶養手当	W1			県外（福岡市、北九州市含む）へ転出する場合は西館W1窓口で「県外転出届」を提出してください。	※必要書類は、転入先の役所にお尋ねください。
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・自立支援医療受給者証(精神通院・更生医療・育成医療) ・障害福祉サービス受給者証 ・通所受給者証 ・宗像市福祉タクシー利用券 	N5			宗像市福祉タクシー利用券を、北館1階N5窓口障害者福祉係に返還ください。障害福祉サービス受給者証、通所受給者証については、転出先が福祉施設・病院以外の場合は、北館1階N5窓口に戻してください。身体障害者手帳と療育手帳、障害福祉サービス受給者証については、転出先が福祉施設・病院の場合は、宗像市での手続きが必要となる場合がございます。詳しくは北館1階N5窓口にお問い合わせください。	手帳・受給者証を持参して住所変更してください。
妊婦健康診査受診券	W1			手続きの必要はありません。(転出後「母子健康手帳」はそのままお使いください。妊婦健康診査受診券は使用できません。)	「母子健康手帳」と宗像市発行の「妊婦健康診査受診券」を持参し、再発行の申請をしてください。
軽自動車	M13			<ul style="list-style-type: none"> ○ 普通自動車・バイク(125CCを超えるもの) → 運輸局へ ○ 軽自動車 → 軽自動車検査協会へ ○ 原付バイク(125CC以下のもの) → 市区町村役場へ 	
市税の課税について(国外転出される方へ)	M12 M14			国外転出の方で、市税(市民税・固定資産税)が課税されている方、又は前年中に収入のある方は、必要な手続きについてお尋ねください。	
市税の納付	M15			市税の滞納がある方は、納付についてお問い合わせください。	
上・下水道		上 セ下 ン水 タ道 料 金		<ul style="list-style-type: none"> 上・下水道料金の精算をしてください ・宗像地区事務組合(宗像市多禮298番地) 上下水道料金センター Tel 0940-62-0026 	転入先の役所にお尋ねください。
犬の登録	W24				転入先の役所にお尋ねください。
市営住宅	M33			本館2階M33窓口で市営住宅の「異動届」を提出してください。(建築課管理係 Tel36-5203)	

※詳細については各担当窓口で確認してください。

担当窓口： 本館1階M1～M4 市民課市民係	【Tel】 36-1126
本館1階M6 市民課国民年金係	【Tel】 36-1128
本館1階M7 国保医療課国民健康保険係	【Tel】 36-1363
本館1階M7 国保医療課後期高齢者医療係	【Tel】 36-1348
本館1階M12 税務課固定資産税係	【Tel】 36-7351
本館1階M14 税務課市民税係	【Tel】 36-7350
本館1階M15 収納課	【Tel】 36-5392
本館3階M51 教育総務課教育総務係	【Tel】 36-5099
北館1階N3 介護保険課介護認定係	【Tel】 36-5186
北館1階N4 介護保険課介護保険係	【Tel】 36-4877
北館1階N5 福祉政策課障害者福祉係	【Tel】 36-3135
西館1階W1 子ども家庭センター子ども家庭係	【Tel】 36-1151
西館1階W1 子ども家庭センター子ども保健係	【Tel】 36-1365
西館2階W24 環境課	【Tel】 36-1421

〒811-3492 福岡県宗像市東郷1丁目1番1号 宗像市役所
TEL 0940(36)1121
FAX 0940(37)1242

(表面も確認をお願いします)